

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	片倉章博
同	金子修一

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和4年度の財務監査

健康・こども部 こども家庭課

都市整備部 みどり公園・水辺課

土木部 下水道経営課（一般会計分）、下水道整備課（一般会計分）

2 監査の実施期間

令和5年1月12日から2月22日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査委員の除斥

城田孝子監査委員は、みどり公園・水辺課所管の歳出（5目公園費）に係る監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

5 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおける結果は次のとおりである。

健康・こども部

(1) こども家庭課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、負担金や返還金に納期限の設定誤りがあった。平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

都市整備部

(1) みどり公園・水辺課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、物品修繕や賃貸借の随意契約に適用条項の誤りがあった。平塚市契約規則等に則り事務処理方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
東雲公園	良好に管理されていた。
高麗山公園	良好に管理されていた。

ウ その他

○ 要望事項

土屋霊園の公園墓地管理における管理料の未納額について、受益者負担の公平性を確保する観点から更なる圧縮に努められたい。その際、支払手段の拡充など未納を増やさないための仕組みづくりとともに、未納となった管理料が時効により債権消滅しないための対策を強化されたい。

さらに、長期間に渡り未納となっている墓地に対する中長期的な対応策について、他自治体や民間事業者の手法など幅広く研究して、多死社会の到来や墓じまいの増加といった社会情勢に適切に対応できるよう努められたい。

土木部

(1) 下水道経営課（一般会計分）

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、国庫支出金の調定手続きが未実施であった。

契約事務において、受注者は、選任した業務責任者を業務履行までに発注者に通知

するものと契約約款第5条第3項にあるが、通知を受けていなかった。平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
空地(廃水路敷・北金目三丁目 911-2)	良好に管理されていた。
空地(廃水路敷・東八幡三丁目 700-3)	良好に管理されていた。
空地(廃水路敷・下吉沢字境田 98-6)	良好に管理されていた。

(2) 下水道整備課 (一般会計分)

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
上吉沢資材倉庫	良好に管理されていた。

以 上